

◎職員 of 定年に関する条例

制 定 昭和 59. 12. 19 条例 8

最近改正 平成 2. 6. 27 条例 5

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) の規定に基づき、職員 of 定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

2 前項 of 定年は、60 歳とする。

(平 2 条例 5 一部改正)

(施行 of 細目)

第 3 条 この条例 of 施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平 2. 6. 27 条例 5)

この条例は、公布 of 日から施行する。